

私の生き方に影響を与えたのは

朝日茂さんです。結核を患い生活保護を利用していった朝日茂さんが、1957年に生活保護の基準が憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」になっていないと国を訴えました。生存権を上げ、恩恵としてではない、権利としての社会保障を求めて立ち上がったのです。私は、その生き方にすごく感動し、私の患者としての権利意識を高めてくれ、励ましてくれました。

らい予防法が成立し、運動を進めてきた患者のなかには敗北したと感じた人もいて、一時患者運動は勢いがなくなっていました。そんな頃の1960年に私は本格的に患者運動に関わっていくことになりました。療養所では、同じ患者といってもそのなかでは軽症な人はいろんな活動ができるけれども、不自由な人はできずにその待遇には格差がありました。不自由な人はいつも肩身の狭い思いをしていたのです。不自由者の生活の向上がないなかでは療養所の生活向上もないと思い、患者運動に

とりくんできました。

1964年、これまで療養所では不自由な人を患者自身で看ていたのですが、国はそれを「回復者」として扱い、患者による看護を固定化しようとした。それに対し、私たちは「安上がり政策」だと批判し、座り込みなどの



平沢保治さん

ひらさわ やすじ／1927年茨城県生まれ。14歳でハンセン病国立療養所・多磨全生園に入所。ハンセン病回復者・患者運動、障害者運動に関わる。著書に、船橋秀彦・平沢保治『〈完結編〉ぼくのおじさんは、ハンセン病—平沢保治物語』（全研茨城支部、2015年）『苦しみは喜びをつくる—平沢保治対話集』（かもがわ出版、2013年）など。

第3回 差別との闘いと、 出会い

会（身患連）を結成し、それがさまざまな活動に広がる基盤となりました。それでもハンセン病は怖いという考えは、なかなか人々から抜けず、お店では「全生園の方の買い物お断り」という貼り紙が出たり、タクシーを降りる時にお金を手渡そうとすると拒否されて

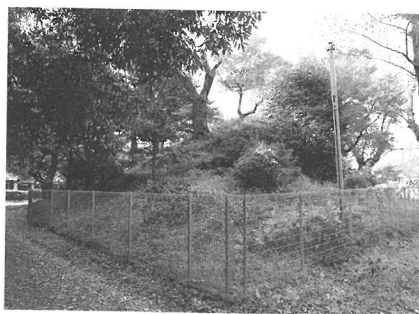
「そこに置いていけ」と言われたりしました。

1980年代前半かららい予防法の改正議論が再びなされ、厚生省の国立療養所課長・医務局長としてハンセン病行政に関

わった大谷藤郎さんのリーダーシップ

によって1991年にらい予防法は改正から廃止へと大きく動き出します。当時、私や療養所の患者たちは、療養生活を改善する、人権侵害の項目をなくす改正を要求していましたが、廃止というのは考えていませんでした。というのも、私たちは、生まれたところ

があっても故郷がないんです。肉親がいても会うことができない。だから、らい予防法という悪法のもとでも療養所で生活をしたい、らい予防法がなくなったら、療養所から追い出されるんじゃないかという不安があったのです。あまりにも長い隔離生活がそう思わせました。しかし、私は地域の運動に関わるなかでそうした生き方では社会的な意味での人間復帰にはならないのではないかと、いつまでも隔離されたままになってしまふと思ひ、廃止の運動にとりくみました。そして、ようやく1996年に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立しました。



▲多磨全生園の「望郷の丘」

生きる